

子発 0730 第 2 号
平成 30 年 7 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成 27 年 5 月 21 日雇発 0521 第 19 号本職通知（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴職におかれては、貴管内市町村（特別区含む。）に対する周知につき配慮願いたい。